

平成29年度採用予定

松阪市キャリア職員（社会人経験者）募集要項

キャリア職員（社会人経験者）の募集について

松阪市では、民間企業等で培われた経営感覚や専門的知識と豊富な経験を松阪市のため役立てたいという意欲にあふれ、改革意識が高く、市政への即戦力として活躍できる人材を募集しています。

◎ 申込受付期間 平成28年10月3日（月）から17日（月）まで

◎ 1次試験 書類選考のみ

1. 職種・職務内容・採用予定数

| 職種 | 職務内容 | 採用予定数 |
|-------------|-----------------------|-------|
| 事務職 | 一般行政事務に従事します | 若干名 |
| 技術職 【土木】 | 土木関係の専門技術を要する業務に従事します | |
| 技術職 【建築】 | 建築関係の専門技術を要する業務に従事します | |
| 技術職 【電気】 | 電気関係の専門技術を要する業務に従事します | |
| 保健師職 | 保健・健康指導や介護、福祉事業に従事します | |

2. 受験資格

【職種共通項目】

- ①昭和41年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方。
- ②学校教育法に定める高等学校以上の教育課程を卒業、又は文部科学省の実施する高等学校卒業程度認定試験（旧名称：大学入試資格検定試験）に合格し、5年以上経過した方。
- ③民間企業等における職務経験を平成21年4月1日から平成28年9月30日までの間に5年以上有する方。
- ④地方公務員法第16条に該当しない方で、松阪市へ通勤可能であること。
- ⑤日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍の方は採用後、公権力の行使又は意思の形成への参画にたずさわる職には任用できません。

【職種別項目】

- 技術職（土木）…土木施工管理技士（1級又は2級）又は測量士の資格を取得している方
技術職（建築）…建築士（1級又は2級）の資格を取得している方
技術職（電気）…電気工事施工管理技士（1級又は2級）又は電気主任技術者（第1種・第2種・第3種のいずれか）又は電気工事士（第1種又は第2種）の資格を取得している方
保健師職 …保健師免許を取得している方

■注意事項■

- ※平成29年度採用予定松阪市職員採用試験の第2次試験（平成28年10月中旬～11月下旬）の受験者は今回のキャリア職員募集に申し込みすることはできません。
但し、第2次試験の受験を辞退する者は受験することができます。
※複数の職種を同時に受験することはできません。

《職務経験について》

- ①民間企業等の職務経験には、会社員、自営業、公務員（松阪市職員としての職務経験は除く。）等としての経験が該当します。（財団法人、社団法人、NPO法人等の職員も含まれます。またアルバイト等の非正規も含まれますが、週30時間以上の勤務者であることを要します。勤務時間・職務内容等は合格後に提出いただく職歴証明書等で確認します。）
- ②「5年以上」とは、企業・団体等で週30時間以上の勤務を5年以上継続している場合、又は1つの企業・団体等で週30時間以上の勤務が2年以上継続した期間が複数あり、それらを通算した期間が5年以上となる場合が該当します。
同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、いずれかひとつの期間のみを職務経験の対象期間とします。
※1つの企業・団体等で週30時間以上の勤務が平成21年4月1日以前から2年以上継続している場合に限り、平成21年4月1日以降の勤務が2年以下であっても、平成21年4月1日以降の期間を職務経験の対象期間に含めることができます。
- ③月の途中での就労・退職は、月の半数以上の勤務日があれば1ヶ月とみなし、期間を通算します。

- ④産前産後休業は職務期間に含みますが、育児休業、病気等の休業・休職は職務経験期間には含みません。
- ⑤受験は職務経験確認のため、最終合格発表後に職歴証明書（指定用紙）の提出ができる人に限ります。証明書には法人名・代表者名・社判・就業期間・週当たりの勤務時間・職務内容の記載が全て必要です。最終合格者であっても証明書の提出ができなかった場合は、採用されません。
- ⑥現に松阪市職員（非常勤職員を除く）である人は、受験できません。

3. 受験手続き

(1) 応募書類の配布

配布開始日：平成28年9月16日（金）から配布します。

①市役所・各地域振興局で受け取る場合

配布場所：松阪市役所 3階 職員課

嬉野、三雲、飯南、飯高各地域振興局 地域振興課

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除きます。）

②松阪市ホームページ（<http://www.city.matsusaka.mie.jp>）からダウンロードする場合

受験申込書・アピールシートをダウンロードして使用する場合は、必ずA4サイズの白い紙にプリントアウト（片面印刷）してご使用ください。

※上記①②による入手が困難な場合は、職員課（電話0598-53-4331）までご連絡ください。

(2) 応募方法

①持参する場合

提出場所：松阪市役所 3階 職員課

受付期間：平成28年10月3日（月）から10月17日（月）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除きます。）

※各地域振興局地域振興課での受付及び預かりはいたしませんのでご注意ください。

②郵送する場合

方 法：角形2号封筒（表面左下に朱書きで「応募書類在中」と記入）に応募書類を封入し、必ず『簡易書留』で送付してください。

宛 先：〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 総務部 職員課 へ郵送してください。

受付期間：平成28年10月3日（月）から10月17日（月）到着分まで

10月17日（月）必着のこと

(3) 提出書類

| | | |
|----------|-----|---|
| ①受験申込書 | 1 通 | 要項添付の受験申込書に受験番号を除くすべての欄に必要事項を黒のボールペンで自筆により記入してください。(ワープロ、パソコン、消えるペン不可) ※「学歴」「資格・免許等」等の指定欄に記入しきれない場合は、A4サイズの白い紙に記入して提出してください。その場合は、書き方は問いませんが、右上に氏名を記入してください。 |
| ②アピールシート | 1 通 | 要項添付のアピールシートに、黒のボールペンで自筆により記入してください。(ワープロ、パソコン、消えるペン不可) |
| ③返信用封筒 | 1 通 | 長形3号サイズの封筒に82円切手を貼り、返信先を明記してください。(返信用封筒のサイズ違い、切手貼付なしは受け付けません。) |

提出書類の不足、記入不備があった場合は受け付けません。

(4) 受験申込の注意事項

- ①上記(3)で提出された書類に、記載漏れ等の不備があった場合は受付できません。なお、記載漏れ等による書類提出の遅延等については一切の責任を負いかねます。
また、提出された書類に虚偽の記載等があった場合は受験が無効になることがあります。
- ②郵送で申込みの場合、「簡易書留」以外の方法で郵送された申込みは受付できないことがあります。また、郵便事情等による書類到着の遅延等については一切の責任を負いかねます。
- ③インターネット、Eメール等での受付はできません。
- ④10月17日(月)午後5時15分以降の受付はできません。
- ⑤受付期間の最終日は大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

(5) 受験調査票・受験票の交付

受験調査票・受験票は1次試験合格通知に同封します。2次試験当日に写真(受験申込書と同じもの)を貼付して持参してください。

4. 試験日程等

(1) 1次試験

1次試験は書類選考にて行います。

結果については、平成28年10月下旬に、合否に関わらず申込者全員に郵送で通知します。また、松阪市のホームページに合格者の受験番号のみを掲載します。なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには、一切応じることはできません。

(2) 2次・3次試験

| 試験 | 試験科目 | 日 程 | 会 場 | 結果発表 |
|----|--------------|--------------------|---------------------------|-------|
| 2次 | 教養試験 適性検査 | 平成28年 11月12日(土) | 松阪市役所5階 【松阪市殿町1340番地1】 | 11月下旬 |
| 3次 | 個別面接 | 平成28年 12月中旬 | 後日お知らせします。 | 12月下旬 |

※合否の結果につきましては、受験者全員に郵送により通知します。なお、松阪市のホームページに合格者の受験番号のみを掲載します。なお、電話等による合否の内容についての問い合わせには、一切応じることはできません。

5. 試験内容

| 試 験 | 試験科目 | 試験の内容 |
|-----|---|--|
| 1次 | 書類選考 | 提出された受験申込書及びアピールシートをもとに、職務経歴や実績、志望の熱意、市役所職員としての適正・能力等を審査し選考します。 |
| 2次 | 教養試験 (高校卒程度) 適性検査 一般性格診断検査 | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験（択一式） 職務への適性及び職場への適応性等についての筆記試験 公務員としての性格特性を検査する筆記試験 ※2次試験の合否には、1次試験の書類選考結果を加味したうえで、総合判定します。 |
| 3次 | 面接試験 | アピールシートに基づき個別面接を行います。 |

6. 資格調査

最終合格者に対しては、受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。申込書記載事項に虚偽があった場合、又は受験資格にかかる資格や職歴が証明できない場合は職員として採用される資格を失う場合があります。

7. 採用予定者の決定

最終合格者に対し資格調査を行った後、採用予定者として決定いたします。

なお、電話等による可否の内容についての問い合わせには、一切応じることはできません。

8. 採用予定年月日

平成29年4月1日

9. 給与その他

松阪市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

【給与等のモデル】

| 職務経験年数等 | 給料月額（年収）例 |
|-----------------|--------------------------|
| 30歳 職務経験 8年の場合 | 約230,000円（年収約3,800,000円） |
| 35歳 職務経験 13年の場合 | 約250,000円（年収約4,100,000円） |
| 40歳 職務経験 18年の場合 | 約280,000円（年収約4,600,000円） |
| 45歳 職務経験 23年の場合 | 約310,000円（年収約5,000,000円） |
| 50歳 職務経験 28年の場合 | 約330,000円（年収約5,400,000円） |

※上記給料月額例は、学歴、職務経験等により異なります。また、年収例には期末手当及び勤勉手当を含みます。

※管理職手当支給対象外の職員が時間外勤務を行った場合は、時間外勤務手当が別途支給されます。（平成27年度1人当たり平均支給年額276,000円）。

※扶養親族がある職員には、扶養手当（配偶者がある場合は月額13,000円、配偶者以外の扶養親族がある場合はそれぞれ月額6,500円（満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子がある場合はそれぞれ月額5,000円加算））が別途支給されます。

※平成28年8月1日時点の条例等に基づき算出したものであり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

参考 1

地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考 2

外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

松阪市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

（1）公権力の行使に相当する職務

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他公権力の行使に該当することとなる職務

（2）公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、松阪市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所総務部職員課人事・研修係

電話 0598(53)4331